

『大学研究』第41号の刊行にあたって

学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を目的とした学校教育法及び国立大学法の一部を改正する法律が4月1日に施行される。

ここに至るまでの議論の中で強調されてきたことは、学長がリーダーシップを発揮し得る体制を如何に構築するかという点である。

確かに、学長に権限がより集中し、副学長等による補佐体制が強化されれば、意思決定のスピードは増し、これまで以上に組織を動かしやすくなるであろうが、そのことだけで大学がより良き方向に変わっていくかといえば、それほど容易ではないように思われる。

それは、大学という機関が、共通目的と指揮命令系統という2つの要素を持った経営体的組織（例えば法人組織や事務局組織）と、教員個々の自律と教員間での合意形成という要素を持った共同体的組織（教員組織）の2つが併存する独自の構造を有しているからである。また、学長に相応しい人材をどう発掘し、育成するか、そのシステムも確立しているとはいえない。

その意味からも、大学の組織、機能、システムやその運営を担う人材の育成についての研究が、今後さらに活発に展開されることを期待したい。

ガバナンス改革自体は大学運営の基盤づくりであり、その上に、教育と研究を高度化させ、確かな成果を出し続けながら、それらを広く社会に発信することこそ、大学が最も力を入れて取り組まなければならない課題である。

国の財政は危機的状況にあり、改善の道筋はまだまだ見えない。子どもの6人に1人が貧困状態にあるとの政府統計のとおり、家計も総じて厳しい状況に置かれている。このような中で、社会に支持される大学であり続けるために、何をなすべきかが、大学に問われている。

本誌が、そのような問題を考えるに際して一助となることを祈念して、刊行に寄せることばとしたい。

2015年3月

筑波大学大学研究センター長
吉 武 博 通